人身取引被害者の保護支援立法および施策を求める要請書

グローバル化によって南北の構造的格差が広がる中、「南」から「北」へと移住する人 びとが増加している。そして、さまざまな形で国境を越える彼ら・彼女らは、移動の過 程や滞在先の国で数々の搾取にさらされている。

こうした移住者搾取の最たるものである人身売買は、深刻な人権侵害をともなう。圧倒的に多いのが性産業に従事させることを目的とした女性の人身売買であり、被害者が心身に受ける傷の深さは計り知れない。これは女性に対する暴力であると同時に、ジェンダー、貧困、民族、国籍にもとづく差別など数々の差別が複雑にからまりあった結果でもある。私たちは、移住者への搾取を生み出す社会構造そのものを見据え、変えていかなければ、根本的な解決はありえないと考える。

日本は、性的搾取を目的とする女性や子どもの人身売買の主要な受け入れ国であるが、 日本社会は長らくこの事態を放置してきた。国連の人権条約機関や外国政府などからの 強い批判を浴びた日本政府は、2004 年 12 月に「人身取引対策行動計画」を策定し、2005 年 6 月には刑法・出入国管理及び難民認定法の一部改正案を成立させる等、一応の対策 を講じ始めた。

私たちは、これらの措置を一定評価するものであるが、同時に、とりわけ被害者の保護支援については不十分であり、被害者が心身に受けた苦痛を回復することなく帰国せざるを得ないという事態が依然として続いていることを深く憂慮するものである。人身取引被害者の人権と安全は、犯罪対策の観点からだけでは守れない。警察の取り締まりの強化、入国管理の厳格化が進んでいるが、それは問題の解決につながるどころか、場合によっては搾取がさらに水面下にもぐり、ますます見えなくなりかねないことを指摘せざるを得ない。

そこで、私たちは日本政府に対し、以下の各点を実現するよう要請する。

1. 人身取引被害者の保護支援のために、人身取引被害者保護支援法(仮称)を制定し、被害者の保護支援、被害者の法的地位、帰国、情報交換、法執行機関等の職員に対する教育訓練、被害防止、国および都道府県の基本計画策定、NGO等との協力などに関する施策の実効性を可能にすること。

- 2. 被害者の保護支援について、専門的知識経験能力を有するスタッフと通訳人が常駐し、必要な物的施設とプログラムを備えた人身取引被害者保護支援センター(仮称)を設置すること。また、現在人身取引の被害者保護にあたっている婦人相談所や民間シェルター、NGO等に対する財政支援を行なうこと。
- 3. 人身取引の被害者に対し、医療費、生活費等を支給すること。
- 4. 在留特別許可、仮放免、在留資格更新などの出入国管理制度の運用については、被害者の保護を最優先とし、かつ透明性を確保すること。
- 5. 各施策の実効性を高めるため、責任体制を明確にするとともに、NGO 等と連携して各施策の検証を行ない、その結果を効果的に施策に反映させること。
- 6. 各国や国際機関による既存の経験に学び有用な助言提供を受けるためにも、近い将来、「人、特に女性と子どもの人身売買に関する国連特別報告者」を日本に公式に招待すること。

2005年7月12日

第14回ヒューマンライツセミナー参加者一同

第 14 回ヒューマンライツセミナー実行委員会

構成団体(50音順):

I 女性会議

世界人権宣言中央実行委員会 全日本自治団体労働組合(自治労) 『同和問題』にとりくむ宗教教団連帯会議 同和問題に取り組む全国企業連絡会 日本教職員組合 反差別国際運動日本委員会(IMADR-JC) 部落解放同盟中央本部